|  |
| --- |
| ＮＯ． |
| 第１号様式（第４条関係）  座間市防犯灯設置等に係る要望書  　　年　　月　　日  （宛先）座間市長  このことについて、次のとおり要望します。 | | | |
| 要望者 | 住　　所 | 座間市 | |
| 氏　　名 |  | |
| 連絡先 | ☎　　　（　　　）　　　　※携帯　　　　（　　　） | |
| （自治会名） |  | |
| 種　　　別 | | １ 新設　　　　２ 移設　　　　３ 撤去　　　　４ その他 | |
| 要望  箇所 | １ | 座間市　　　　　　　　　　　　（電柱番号　　　　　　　　　） | |
| ２ | 座間市　　　　　　　　　　　　（電柱番号　　　　　　　　　） | |
| ３ | 座間市　　　　　　　　　　　　（電柱番号　　　　　　　　　） | |
| ４ | 座間市　　　　　　　　　　　　（電柱番号　　　　　　　　　） | |
| ５ | 座間市　　　　　　　　　　　　（電柱番号　　　　　　　　　） | |
| 誓　約　欄 | | 要望に際し、設置要望箇所周辺の住民等に説明し、問題等が生じた場合は、責任をもって対処することを誓約します。  年　　月　　日  氏名 | |

|  |  |
| --- | --- |
| 新設基準 | ⑴　防犯灯の設置場所は、多数の市民等が通行する場所、又は、児童生徒が通学に利用する通学路で防犯等のために必要と認められる場所にある東電柱又はNTT柱とする。ただし、その場所に電柱がない等やむを得ない場合はポールに設置する。  ⑵　国道、県道以外の道路であり、原則として行き止まりでない道路とする。  ⑶　防犯灯と防犯灯の間隔は、原則として１８メートル程度とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。  　⑷　防犯灯の電力は、電気事業者から直接供給を受けるものとする。  　⑸　設置箇所周辺の民家等に防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、地権者及び周辺住民の承諾が得られていることを設置の前提とする。  　⑹　防犯灯の設置については、原則として座間市防犯灯設置基準図（共架式及び単独柱式）に則り施工する。 |